

日本労働年鑑 第55集 1985年版  
The Labour Year Book of Japan 1985

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

8 第一〇一回国会における労働関係法案

第一〇一回国会には、政府提出の労働関係法案として、「男女雇用機会均等法案」「職業安定法等の一部改正法案」「雇用保険法等の一部改正法案」「身体障害者雇用促進法の一部改正法案」および電電公社改革にともなう労働関係調整法の附則改正案が国会に提案された。その審議状況は、第102表のとおりである。最初の二つの法案および労調法附則改正案の要旨等は、以下のとおりである(雇用保険法改正法案については、「雇用政策」参照)。

男女雇用機会均等法案

この法案の成立に至る経過は別に述べた。政府提出法案の要綱は後記のとおりである。法案は、一九八四年五月一四日国会に提出され、衆議院社会労働委員会で審議された。この間、四野党は政府案に対抗して議員立法による男女雇用平等法案を提案した。七月二四日、右委員会は政府案を原案どおり可決し、本会議でも二七日、同様可決され、参議院で継続審議となった。

【雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱】

第一 勤労婦人福祉法の一部改正

三 男女の均等な機会及び待遇の確保のための措置の新設

(一)事業主の講ずる措置等

イ 募集及び採用

事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならないものとする。

ロ 配置及び昇進

事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対し男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならないものとする。

ハ 教育訓練

事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとする。

ニ 福利厚生

事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとする。

ホ 定年、退職及び解雇

(イ)事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとする。

(ロ)事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として定めてはならないものとする。

(ハ)事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならないものとする。

#### ヘ 指針

労働大臣は、審議会の意見を聴いて指針を定めることができるものとする。

#### ト 苦情の自主的解決

#### チ 紛争の解決の援助

都道府県婦人少年室長は、(一定の場合で)、援助を求められた場合には、必要な助言、指導又は勧告をすることができるものとする。

#### リ 調停の委任

都道府県婦人少年室長は、(一定の場合)、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

#### (二)機会均等調停委員会

#### イ 機会均等調停委員会の設置

都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### ロ 委員会の組織

委員会は、委員三人をもって組織するものとし、委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命するものとする。

#### ハ 調停

#### 四 女子労働者の就業に関する援助の措置等

#### (一)再就職の援助

#### (二)再雇用特別措置の普及の促進

#### (三)育児休業の普及の促進

国は、育児休業の普及を促進するため、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

#### 五 その他(略)

#### 第二 労働基準法の一部改正

#### 一 女子の労働時間及び休日

(一)第八条第一号から第五号までの事業に従事する満十八歳以上の女子についての時間外労働の制限を、一週間について六時間、一年について百五十時間とするものとする。ただし、決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができるものとする。

(二)(一)以外の事業に従事する満十八歳以上の女子についての時間外労働の制限を、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について一週間当たり六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間とするものとし、休日労働の制限を四週間について命令で定める日数とするものとする。

(三)(二)の命令は、(二)の事業における労働による身体の負担の程度、(二)の事業の事業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内において定めるものとする。

(四)満十八歳以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、時間外及び休日労働の制限を廃止するものとする。

#### 二 女子の深夜業

現在深夜業が認められている満十八歳以上の女子のほか、次の各号に該当する満十八歳以上の女子について、深夜業を認めるものとする。

(一)労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは

技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者

(二)品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務等その性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者(一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し相当程度短いものとして命令で定める時間以内である者に限る。)

(三)深夜業に従事することを使用者に申し出た者(命令で定める事業に従事する者に限る。)であって、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの

### 三 坑内労働の禁止

### 四 妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限

### 五 産前産後休業等

(一)多胎妊娠の場合の産前休業の期間を十週間とするものとする。

(二)産後休業の期間を八週間(うち強制六週間)とするものとする。

(三)使用者は、妊産婦が請求した場合においては、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならないものとする。

### 六 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならないものとする。

### 七 帰郷旅費

満十八歳以上の女子については、廃止するものとする。

### 八 その他(略)

## 第三 附則

### 一 施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行するものとする。

二、三(略)

## 職業安定法等の一部改正法案

職業安定行政では、これまで国の機関である公共職業安定所長にたいする指揮監督等の業務を都道府県知事に委任しており、これらの事務に従事する職員の身分は地方事務官であった。地方事務官については、国が人事権をもつ一方、都道府県知事が業務上の指揮監督権をもつという変則的な性格があり、かねてからその処理が問題とされていた。また、労働行政を担当する都道府県レベルの機関としては、国の出先機関である都道府県労働基準局、都道府県婦人少年室と、都道府県知事指揮下の職業安定主務部があつて、労働行政を総合的・効率的に推進するうえで問題があると指摘もあつた。一九八三年三月の臨時行政調査会の答申で、地方事務官制度の廃止および都道府県レベルの労働行政機関を国の機関として、「都道府県労働局」に統合することが求められた。これらを実現するため、所要の手続きを経て、政府はこの法案を国会に提出した。本法案の主要な内容は右の二点である。本法案は審議未了となつた。

## 電電公社の民営化と争議調整

臨時行政調査会の答申により、電電公社の民営化が日程に上り、第一〇一回国会の焦点となつた。法案のうちに経営形態変更後の争議調整について、以下の労調法附則の改正がふくまれ、論議が集中した。結局、衆議院において、別記第四条を付加するかたちで修正可決し、参議院に送られ、継続審議となつた。

【日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(抄)】

(労働関係調整法の一部改正)

第五十四条 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正す

る。(中略)附則に次の一条を加える。

第三条 日本電信電話株式会社に関する事件であつて、争議行為により当該業務が停止されるときは国民経済又は公衆の日常生活に相当程度の障害を及ぼすおそれがあると認められるものについて、労働大臣が当該事件がこれに該当すると認定した旨及び当該認定をした理由を明らかにして第十八条第五号の規定により中央労働委員会に対して調停の請求をしたときは、当該調停に関しては、当分の間、第三章に定めるもののほか、次項から第四項までに定めるところによる。

2 中央労働委員会は、前項の調停に関し、適当と認めるときは、随時、当該事件の実情及び調停の経過を公表することができる。

3 中央労働委員会は、第一項の調停については、第三十五条の四に定める場合を除き、他の公益事業に関する事件に優先してこれを処理しなければならない。

4 労働大臣は、第一項の請求をしたときは、その旨公表するものとし、その公表があつたときは、関係当事者は、当該公表の日から中央労働委員会が当該調停が終了した旨を公表する日までの間(その期間が十五日間を超えるときは、十五日間)は、争議行為をしてはならない。

5(略)

(衆議院における修正)

附則第三条の次に次の一条を加える。

第四条 政府は、前条の規定の施行の日から三年後に、その施行後の諸事情の変化を勘案して、同条の規定について見直しを行うものとする。

【参考資料】(1)『労働時報』、(2)『労働基準』、(3)『婦人と年少者』、(4)『職業安定広報』、(5)『労働広報』、(6)『週刊労働ニュース』、(7)『衆議院社会労働委員会会議録』、(8)『労働法令通信』

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---